

# 敦煌・トルファン出土唐代法制文獻研究の現在

辻 正博

## はじめに

近十數年ほどのあいだに、敦煌・トルファン出土文獻をめぐる資料状況・研究環境は劇的に好轉した。かかる變化を承けて、西域出土の唐代法制文獻に関する研究も大きく進展しつつある。小論は、この間新たに「發見」された唐代法制文獻をめぐる研究の概要について、紹介しようとするものである。

敦煌・トルファンから出土した唐代法制文獻に関する優れた概論としては、つとに池田温・岡野誠「敦煌・吐魯番發見唐代法制文獻」（『法制史研究』27、1977年。以下、池田・岡野「法制文獻」と略稱）が存する。その構成は、

- 一 紹介及び研究史
- 二 現存資料一覽及び補説
- 三 法制文獻の背景
- 附 文獻目録

の如く、その冒頭において、20世紀初頭の「敦煌寫本」發見とその後の敦煌學の隆盛、そして唐代法制文獻を中心とした研究史のあらましについて簡明な解説を加えたのち、當時知り得たすべての西陲發見法制文獻合計25點について、寫眞・録文・校勘の所在を注記し、必要に応じて録文と文字の校勘を示し、さらに目録・觀察などから得られた情報を併記し、末尾に文獻目録を附すという、配慮の行き届いた周到な資料解題となっている<sup>1</sup>。紹介された法制文獻の内譯は、以下の如くである（番號・標題・文獻番號は池田・岡野「法制文獻」から引用）。

### 律 8點

- ① 職制戸婚廩庫律殘卷 P.3608、P.3252
- ② 名例律斷簡 Dx-1916、Dx-3116、Dx-3155

<sup>1</sup>このうち律疏については、岡野誠「西域發見唐開元律疏斷簡の再検討」（『法律論叢（明治大學）』50-4、1977年）において詳細な考察が行われている。

- ③ 賊盜律斷簡 大谷 5098、大谷 8099
- ④ 詐僞律斷簡 大谷 4491、大谷 4452
- ⑤ 擅興律斷簡 大谷 8098
- ⑥ 擅興律斷簡 TIVK70-71(Ch.991)
- ⑦ 捕亡律斷簡 India Office Library Ch.0045
- ⑧ 名例律斷簡 Dx-1391

**律疏 5 點**

- ⑨ 名例律疏殘卷 河字 17 號
- ⑩ 雜律疏殘卷 李盛鐸舊藏
- ⑪ 名例律疏殘卷 P.3598
- ⑫ 賊盜律疏斷簡 S.6138
- ⑬ 職制律疏斷簡 P.3690

**令 2 點**

- ⑭ 職員令殘卷 P.4634、S.1880、S.3375、P.4634C<sub>2</sub>
- ⑮ 公式令殘卷 P.2819

**格 5 點**

- ⑯ 散頒刑部格殘卷 P.3078、S.4673
- ⑰ 戸部格殘卷 S.1344
- ⑱ (吏部留司格斷簡?) THIT
- ⑲ (吏部格或式斷簡?) P.4745
- ⑳ (兵部選格斷簡?) P.4978

**式・その他 2 點**

- ㉑ 水部式殘卷 P.2507
- ㉒ (職官表) P.2504

**判 3 點**

- ㉓ (判集殘卷) P.2593
- ㉔ 唐判集殘卷 P.3813
- ㉕ (安西判集殘卷) P.2754

その後、これをもとにした英文解題、詳細な注を附した録文、出土文獻のモノクロ圖版から成る資料集として、

Tatsuro Yamamoto, On Ikeda and Makoto Okano (co-edited), *Tunhuang and Turfan Documents: Concerning Social and Economic History, I Legal Texts*, (A) Introduction & Texts, (B) Plates, The Toyo Bunko, Tokyo,

1980, 1978. (以下、TTD-Iと略稱)

が東洋文庫より刊行された。該書が多くの研究者に裨益したことは、改めて言うまでもあるまい。

この書が世に問われてからすでに30年以上の歳月が流れた<sup>2</sup>。この間、敦煌・トルファン出土文獻をめぐる資料状況・研究環境は飛躍的に好轉した。詳細は、池田温・山口正晃兩氏の論考<sup>3</sup>に譲るが、今にして思えば、さきの文獻解題はかかる激變の直前に書き上げられたものと言えよう。後述の如く、現在では敦煌文獻・トルファン出土文獻ともに、1970年代までの状況とは比べものにならないほど多くの資料集・圖録類が公刊され、また、未だ完備するには至っていないものの、彩色圖版をWEB上でいとも簡単に見ることができるようになった。こうしたことは、70年代末の時點では、おそらく夢想だにできなかった事態であるに違いない。

小論ではまず、敦煌・トルファン出土文獻をめぐる資料状況・研究環境が1980年代以降に劇的に好轉してゆくさまを一瞥し、その中で唐代法制文獻に関する研究がどのように進展していったかについて概観を試みたい。なお、20世紀における敦煌・トルファン出土文獻研究を、唐代史研究の立場から回顧した論著としては、既に李錦繡『敦煌吐魯番文書與唐史研究』（福建人民出版社、2006年。以下、李『研究』と略稱）があり、その「第八章 敦煌史部典籍研究總述」では、「法律文書」についても關連する研究成果が概括的に整理・紹介されている（397～404頁）。小論では、李氏著書の記述を補いつつ、近年の研究成果を中心に紹介し、コメントを附すこととしたい。

## 1. 敦煌・トルファン出土法制文獻をめぐる研究環境の激變

### ——TTD-I刊行以後の資料整理状況

#### (1) 中國大陸における資料整理の進展（文革後～1990年代）

1976年に「文化大革命」が終結して以降1980年代初頭にかけての時期は、中國大陸における歴史學研究にとって大きな轉換點であった。1982年に刊行された唐代史研究會編『中國歷史學界の新動向』（刀水書房）は、新石器時代から近・現代史に至る各時期について中國大陸における當時の研究動向を手際よくまとめた書

<sup>2</sup>TTD-Iの刊行から約10年を経た時期に、新出の敦煌出土法制文獻を紹介・研究した論考として、岡野誠「敦煌資料と唐代法典研究——西域發見の唐律・律疏斷簡の再検討」（『敦煌漢文文獻』、『講座・敦煌』第五卷、大東出版社、1992年所収）がある。岡野論文では、S.94601v（唐名例律斷片）、職制律斷簡（麗85号貼付）、唐名例律疏斷簡（73TAM532）の3點が取り上げられている。

<sup>3</sup>池田温「敦煌學と日本人」（1989年初出。『敦煌文書の世界』名著刊行會、2003年所収）60～72頁。山口正晃「敦煌學百年」（『唐代史研究』14、2011年）10～14頁。

物であるが、収録された論考のいずれもが、文革後ほとぼしるように陸續と發表される研究成果に對し「應接に暇がない」(279頁)さまを傳えており、時代の轉換點に際會した歴史家の興奮を感じさせる。

TTD-Iは、折しもこうした時期に刊行された。文革中にトルファンから出土した法制文獻は、當然のことながら収録されていない<sup>4</sup>。そして、TTD-I刊行後に發表された研究成果と新たに公開された出土法制文獻とを参照した新たな資料集は、中國大陸の研究者によって編まれた。

劉俊文『敦煌吐魯番唐代法制文書考釋』(中華書局、1989年。以下、劉『考釋』と略稱)

本書は、TTD-Iを含む中國内外の先行研究を可能な限り参照しつつ、既知の文獻に新たな法制史料を多數附け加えた意欲的な資料集である。圖版は、卷頭にモノクロ寫眞2點(北京圖書館藏河字十七號開元律疏卷第二名例殘卷、法國巴黎國立圖書館藏P.2507開元水部式殘卷。いずれも部分)を載せるのみだが、録文の方法は「可能な限り文書の本貌に忠實であることに努め」ている(總叙、4頁)。「總叙」に附された「唐代法制文書一覽表」(4~22頁)によって、収録された法制文獻の發見時期・地點、現在の所藏機關と編號、現存の數量と内容、最初の紹介・研究を一目瞭然たらしめ、また、卷末に附された「本書徵引書目」・「關連研究論著索引」によって、劉氏が参照した文獻・先行研究を簡便に知ることができるなど、讀者への配慮・工夫が隨所に見受けられる。特に「徵引書目」・「論著索引」からは、制約が多かったと思われる當時の研究環境の中で、劉氏が可能な限り關係資料を収集・分析した様子を窺い知ることができる。

本書の刊行が、文革終結後の中國大陸における敦煌・トルファン出土文獻研究の急速な進展<sup>5</sup>を背景としていることは、言うまでもない。北京大學中古史研究中心

<sup>4</sup>池田・岡野「法制文獻」では「補記」に以下のように記す(229頁)。「近刊『文物』一九七七年第3期所載の「吐魯番晉—唐墓葬出土文書概述」(吐魯番文書整理小組・新疆維吾爾自治區博物館)に、書寫工整で「西州都督府之印」を捺した『唐律疏議』殘片の發見が報ぜられている(二六頁)。それは殘片にすぎぬが、明らかに唐朝が現行法典として頒布せるものであり、律文に今傳本と非常に重要な差異を見出すという。この簡単な記事では殘片が律なのか律疏なのかもさだかではないが、前掲<sup>5</sup>(大谷8098、擅興律——引用者)の存在と併せみて詳報が待たれる。」のち、この殘片は、「名例律疏殘卷」としてTTD Supplementに収録された(録文のみ。(A)Introduction & Texts, pp.1-3)。

<sup>5</sup>李『研究』は、「敦煌吐魯番學會」の成立(1983年)、『敦煌研究』(1981年試刊、1983年創刊)・『敦煌學輯刊』(1984年)の創刊、イギリス・フランス・中國(北京)所藏敦煌文獻のマイクロフィルム整備、黃永武主編『敦煌寶藏』全140冊の刊行(臺灣・新文豐出版、1981~1986年)、池田温『中國古代籍帳研究』(東京大學出版會、1979年。1984年、龔澤銑による漢譯本(但し、録文部分是不収録)が中華書局より出版)の出版等を、具體的な動きとして列挙する(5頁)。

の編集にかかる『敦煌吐魯番文獻研究論集』が1982年に第一輯（中華書局）、1983年に第二輯、1986年に第三輯（いずれも北京大學出版社）と矢継ぎ早に刊行され、トルファン出土文獻の整理において中心的役割を果たした武漢大學歴史系（魏晉南北朝史研究室）からも『敦煌吐魯番文書初探』（唐長孺主編、武漢大學出版社、1983年）が出版されていた<sup>6</sup>。組み版上の困難さからか、いずれも手書きの原稿をオフセット印刷したもので、一刻でも早く研究成果を世に問いたいという当時の中國學界の息吹が伝わってくる論文集である。これらの論集に收められた論考の大半はいわゆる「社會經濟史」に關する文獻を扱ったものであるが、法制文獻を取り上げた論考も數本收められている。

安家瑤「唐永泰元年（765）—大曆元年（766）河西巡撫使判集（伯二四九二）研究」（『敦煌吐魯番文獻研究』第一輯所收）

薄小瑩・馬小紅「唐開元廿四年岐州郿縣縣尉判集（敦煌文書伯二九七九號）研究——兼論唐代勾徵制」（同上）

劉俊文「吐魯番新發現唐寫本律疏殘卷研究」（『同』第二輯所收）

許福謙「吐魯番出土的兩份唐代法制文書略釋」（同上）

王永興「敦煌寫本唐開元水部式校釋」（『同』第三輯所收）

劉俊文「天寶令式表與天寶法制——唐令格式寫本殘卷研究之一」（同上）

劉俊文「敦煌寫本永徽東宮諸府職員令殘卷校箋——唐令格式寫本殘卷研究之二」（同上）

盧向前「牒式及其處理程式的探討——唐公式文研究」（同上）

當時の中國法制史學界において、劉氏は、出土文獻を扱うことのできた數少ない專家の一人であり、上記『考釋』が氏の手になったのは、ある意味において必然であったと言い得る。しかし、「後記」によれば本書の原稿完成は1984年の夏、「論著索引」に收められた論著の下限が1985年初めということであるから、トルファン出土文獻について言えば、『吐魯番出土文書』（國家文物局古文獻研究室・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歴史系編、文物出版社。1981年に第1冊刊行）もまだ刊行途中（1991年に全冊刊行）であったし、それらの寫眞がすべて公開されたのはこれからま

<sup>6</sup>その後、第二輯が1990年に武漢大學出版社から刊行された。また、韓國磐主編『敦煌吐魯番出土經濟文書研究』（廈門大學出版社）が1986年に出版されている。

だ10年以上も後のことである。つまり本書は、トルファン出土文献の全貌が明らかになるかなり前に上梓されたわけである（一部、國家文物局古文獻研究室の録文や文書原本の寫眞を参照して移録を行っているところがある）。

劉『考釋』が採録する「法制文書」のうち、TTD-Iに収録されていないものを以下に示す（劉氏の掲げる「類別」に従って分類。番號・標題は劉『考釋』に附されたもの。劉『考釋』が示す初出の紹介・研究成果を〔 〕内に示した）。

## 《法典寫本》

### 律

- 2) 永徽名例律斷片（擬） S.9460A 〔土肥義和「唐天寶年代敦煌寫本受田簿斷簡考」、『坂本太郎博士頌壽記念日本史論集』吉川弘文館、1983年所收〕
- 4) 永徽職制律斷片（擬） 北京圖書館麗字85號 〔中田篤郎「敦煌遺書中の唐律斷片について」、『北京圖書館藏敦煌遺書總目錄』私家版、1983年所收<sup>7)</sup>〕

### 律疏

- 13) 開元名例律疏殘卷（擬） 新疆ウイグル自治區博物館73TAM532 〔劉俊文「吐魯番新發現唐寫本律疏殘卷研究」、『敦煌吐魯番文獻研究論集』第二輯、北京大學出版社、1983年所收〕

### 格

- 22) 開元職方格斷片（擬） 北京圖書館周字51號 〔許國霖『敦煌雜錄』下輯、1937年〕

### 式

- 25) 儀鳳度支式殘卷（擬） 新疆ウイグル自治區博物館73TAM230:46(1), (2) 〔許福謙「吐魯番出土の兩份唐代法制文書略釋」、『敦煌吐魯番文獻研究論集』第二輯、北京大學出版社、1983年所收〕
- 26) 儀鳳度支式殘卷（擬） 新疆ウイグル自治區博物館73TAM230:84(1)-(6) 〔無し〕

## 《法律檔案》

### 制敕文書

- 29) 貞觀廿二年尚書兵部爲三衛違番事下安西都護府及安西都護府下交河縣敕符殘卷（擬） 新疆ウイグル自治區博物館73TAM221:55(a), 56(a), 57(a), 58(a) 〔無し〕
- 30) 上元三年九月四日西州都督府爲勘放流人貫屬上尚書都省狀斷片（擬）

<sup>7)</sup>後日、訂正・加筆の上、「北京圖書館藏敦煌寫經」中に存する唐律斷片について」と題して『東洋史苑』23（1984年）に掲載され、更に、中田篤郎編『北京圖書館藏敦煌遺書總目錄』（朋友書店、1989年）に「唐律斷片小考」として再録された。

新疆ウイグル自治區博物館 64TAM19:48, 38 〔『吐魯番出土文書』第六册、文物出版社、1985年〕

31) 文明元年高昌縣准詔放還流人文書斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 72TAM230:59, 60 〔無し〕

32) 中和五年三月十四日車駕還京大赦制殘卷(擬) P.2696 〔大谷勝眞「唐僖宗車駕還京師大赦文に就いて」1930年〕

## 判

36) 唐西州判集斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 73TAM222:56(1)-(10) 〔無し〕

## 牒

37) 唐初西州處分支女贓罪牒斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 72TAM230:47(a)

38) 開元盜物計贓科罪牒斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 72TAM194:27(1), (2), (3) 〔無し〕

39) 唐宿衛違番科罪牒斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 73TAM531:15(a) 〔無し〕

## 案卷

40) 貞觀十七年六月高昌縣勘問破城之日延陁所在事案卷斷片(擬) 〔『大谷文書集成』壹、法藏館、1983年〕

41) 貞觀十七年八月高昌縣勘問來豐患病致死事案卷殘卷(擬) 〔『吐魯番出土文書』第六册、文物出版社、1985年〕

42) 貞觀中高昌縣勘問梁延臺雷隴貴婚娶糾紛事案卷殘卷(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 72TAM209:88, 89, 90 〔無し〕

43) 貞觀中高昌縣勘問某里正計帳不實事案卷(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 65TAM42:103 〔『吐魯番出土文書』第六册、文物出版社、1985年〕

44) 麟德二年五月高昌縣勘問張玄逸失盜事案卷殘卷(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 66TAM61:24(a), 23(a), 27/1(a), 2(a), 22(a) 〔『吐魯番出土文書』第六册、文物出版社、1985年〕

45) 麟德二年五月高昌縣追訊哇海員賃牛事案卷斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 66TAM61:21(a), 20(a) 〔『吐魯番出土文書』第六册、文物出版社、1985年〕

46) 麟德二年十二月高昌縣追訊樊重堆不還牛定相地子事案卷斷片(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 69TAM134:9 〔『吐魯番出土文書』第五册、文物出版社、1983年〕

47) 麟德三年正月高昌縣追訊君子奪范慈□田營種事案卷斷片(擬) 新疆ウ

イグル自治區博物館 60TAM325:14/1-1, 1-2 〔『吐魯番出土文書』第六冊、文物出版社、1985年〕

48) 開元廿一年正月一二月西州都督府勘問蔣化明失過所事案卷殘卷(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 73TAM509 〔王仲榮「試釋吐魯番出土的幾件有關過所的唐代文書」1975年〕

49) 開元中西州都督府處分阿梁訴ト安寶違契事案卷斷片(擬) 中國科學院圖書館 〔黃文弼『吐魯番考古記』中國科學院、1954年〕

50) 寶應元年六月高昌縣勘問康失芬行車傷人事案卷殘卷(擬) 新疆ウイグル自治區博物館 73TAM509:8(1), (2) 〔新疆維吾爾自治區博物館等「一九七三年吐魯番阿斯塔那古墓群發掘調查簡報」、『文物』1975年第7期〕

32のペリオド文書・40の大谷文書や49の黃文弼著書所收の文書が既知の資料であったにもかかわらずTTD-Iに収録されていないことから判断すると、劉氏の「類別」という「法律檔案」については、判を除いて、TTD-IではLegal Textsとして扱わない方針であったと考えられる。21世紀初頭に、TTD-Iの補遺も含めて、

Tatsuro Yamamoto, On Ikeda, Yoshikazu Dohi, Yasunori Kegasawa, Makoto Okano, Yusaku Ishida and Tatsuhiko Seo [co-edited], *Tunhuang and Turfan Documents: Concerning Social and Economic History, Supplement*, (A) Introduction & Texts, (B) Plates, The Toyo Bunko, Tokyo, 2001. (以下、TTD Supplement と略稱)

が東洋文庫から刊行されたが、上掲の劉『考釋』所收の文獻のうち、これに採録されたのは、

2・4(律)

13(律疏)

36(判)

の4点であり、22(職方格斷片)と25・26(儀鳳度支式殘卷)については收められなかった。ただ、TTD Supplementの編集段階において、劉氏の著書に対する検討が十分になされたことは、Introductionにも明記されている(7~8頁)。こうした点から見ても、トルファン出土文獻が公開途上であった時点で刊行されたにもかかわらず、劉『考釋』の完成度は相當に高いものであったと言わねばならない。

劉『考釋』が出版された翌年、

唐耕耦・陸宏基編『敦煌社會經濟文獻真蹟釋錄』第二輯(全國圖書館文獻縮微複製中心、1990年。以下、『真蹟釋錄』と略稱)

が公刊された。本書は、「法制文書」として合計 29 點の資料を収めるが、TTD-I に収録されていないものは、次の 4 點である（番號・標題は『真蹟釋錄』に附されたもの）。

- 1) 唐律一職制律殘片（北圖 364:8445 背<sup>8</sup>。圖版有り）
- 10) 唐開元律疏一名例律疏殘卷（新疆ウイグル自治區博物館 73TAM532。圖版無し）
- 28) 唐開元 24 年（736 年）9 月岐州郿縣尉□勛牒判集（P.2979。圖版有り）
- 29) 唐永泰年代（765-766 年）河西巡撫使判集（P.2942。圖版有り）

上記のうち、28・29 は劉『考釋』にも収められていない。両者は、『真蹟釋錄』の注記にあるように、池田温『中國古代籍帳研究』（東京大學出版會、1979 年）にそれぞれ、

- 唐開元 24 年（736）9 月岐州郿縣尉□勳牒判集（374～376 頁）  
唐年次未詳〔c.765〕河西節度使判集（493～497 頁）

として初めて全體の録文が紹介され、世に知られるようになったものである<sup>9</sup>。なお、池田著書には圖版が無く、『真蹟釋錄』が録文と寫眞を並べて掲載したことは、大いに意味があったと言えるだろう。

その後、1994 年に『中國珍稀法律典籍集成』（劉海年・楊一凡總主編、科學出版社。以下、『珍稀法律』と略稱）が刊行された。このうち、甲編第三冊「敦煌法制文書」（唐耕耦主編）の「壹、律・律疏・令・格・式・令式表・詔書・判集」に収める 27 點の文獻は、詔書 1 點を除き、全て『真蹟釋錄』所収のものと變わりない。一方、甲編第四冊「吐魯番文書法律文獻」（吳震主編）に「法典」として収められた 12 點の文獻のうち、以下の 3 點は『真蹟釋錄』に収録されていない（番號・標題は『珍稀法律』に附されたもの）。

- 9) 唐書牘判牒範本（60TAM325:14/2-1(b),14/2-2(b),14/3-1(b),14/3-2(b)）
- 11) 武周智通擬判爲康隨風詐病避軍役等事（73TAM193:38(a)）
- 12) 判集殘卷（67TAM380:02）

これらのうち 12 については、のちに TTD Supplement に採録された。

## (2) 圖録類の刊行と IDP の活動——公開資料の急増

1990 年代に入ると、公的研究機關が所藏する敦煌・トルファン出土文獻の圖録

<sup>8</sup>千字文番號「麗 85・霜 89 貼付」、現番號「BD16300」。

<sup>9</sup>先行する録文（いずれも部分）として、前者については劉復『燉煌掇瑣』中輯（國立中央研究院歷史語言研究所、1934 年）及び玉井是博『支那社會經濟史研究』（岩波書店、1942 年）が、後者については那波利貞「唐天寶時代の河西道邊防軍に関する經濟史料」（『京都大學文學部紀要』1、1952 年）がそれぞれ紹介されている。

刊行が相次ぐようになった。詳細については前掲の山口論文をご覧いただきたいが、敦煌関係の主要なものだけでも、

[スタインコレクション]

『英藏敦煌文獻（漢文佛經以外部份）』第1～14巻（四川人民出版社、1990～1995年。  
のち、第15巻として目録と索引を2009年に刊行）<sup>10</sup>

『斯坦因第三次中亞考古所獲漢文文獻：非佛經部分』（沙知・吳芳思（Frances Wood）  
編、上海辭書出版社、2005年）

[ペリオコレクション]

『法藏敦煌西域文獻』全34巻（上海古籍出版社、1994～2005年）

[ロシアコレクション]

『俄藏敦煌文獻』全17巻（上海古籍出版社、1992～2001年）

[中國國家圖書館所藏文獻]

『中國國家圖書館藏敦煌遺書』第1～7巻（江蘇古籍出版社、1999～2001年）

『國家圖書館藏敦煌遺書』第1巻～（北京圖書館出版社、2005年～）

等がある。こうした圖録類が刊行されたことにより、従来、特定の研究機関のみに所蔵されるマイクロフィルムによってようやく目撃し得た敦煌出土文獻の圖版<sup>11</sup>が、廣く一般に公開されることとなった。

トルファン出土文獻については、つとに1950年代に龍谷大學所藏の大谷探檢隊將來西域出土古文書（いわゆる「大谷文書」<sup>12</sup>）を用いてなされた研究成果が、

西域文化研究會編『西域文化研究第二・第三 敦煌吐魯番社會經濟資料（上・下）』（法藏館、1959年）

として發表されていたが、コレクションの全貌は一般には知り得なかった。それが可能となったのは、

『大谷文書集成』壹～肆（圖版と釋文。法藏館、1984～2010年）

の刊行によってであり、この書の圖版に據って大谷文書を利用した研究が、日本国内のみならず中國においても多く見られるようになった。そして、20世紀後半に中國で行われたトルファン古墓群の發掘調査の成果として

<sup>10</sup> 佛教文獻をも含めた漢文文獻の圖録の刊行が、2011年より新たに開始された。方廣鋁主編『英國國家圖書館藏敦煌遺書（漢文部分）』（廣西師範大學出版社）。

<sup>11</sup> 『敦煌寶藏』所載の圖版は時として不鮮明であり、十全とは言い難いものがあった。

<sup>12</sup> 詳細については、小田義久「龍谷大學圖書館藏大谷文書について」（『大谷文書集成』壹、法藏館、1984年）を参照。

『吐魯番出土文書』全10冊（釋文のみ。文物出版社、1981～1991年）

が刊行されると、特に中國國內においてトルファン出土文獻を用いた歴史學研究が盛んに行われるようになった。そして、渴望久しかった圖版が

『吐魯番出土文書』〔壹〕～〔肆〕（圖版と釋文。文物出版社、1992～1996年）

によって公開されると、出土地點を同じくする大谷文書との接合など、古文書學的研究の成果も見られるようになった。

大谷光瑞が主宰した中央アジア探檢隊の蒐集品については、早くも

香川默識編『西域考古圖譜（上・下卷）』（國華社、1915年）<sup>13</sup>

においてその一部が紹介されていたが、その後複雑な過程を辿って各所に分散してしまつたため、その全貌を知ることは困難を極めて<sup>14</sup>。出土文獻については、すでに言及した龍谷大學に所藏される「大谷文書」の外、

〔中國國家圖書館所藏文獻〕

『國家圖書館藏敦煌遺書』第113～123卷（北京圖書館出版社、2009年）

※新0001（BD13801）～新0410（BD14210）

『中國國家圖書館藏敦煌遺書』第3・5・6・7卷（江蘇古籍出版社、1999～2001年）

※新0001（BD13801）～新0205（BD14005）

〔旅順博物館所藏文獻〕

『旅順博物館藏 新疆出土漢文佛經選粹（旅順博物館藏トルファン出土漢文佛典選影）』（圖版と解説。旅順博物館・龍谷大學共編、法藏館、2006年。以下、『旅博選粹』と略稱）

『旅順博物館藏西域文書研究』（郭富純・王振芬著、萬卷出版公司、2007年。以下、『旅博研究』と略稱）

が公刊されている<sup>15</sup>が、未だ全てが公開されているわけではない。

敦煌・トルファンともに、近年新たに行われた考古發掘の報告書や出土文獻の圖録が、

『敦煌莫高窟北區石窟』第1～3卷（發掘報告書。文物出版社、2000～2004年）

<sup>13</sup>本書は現在、「国立情報学研究所—デジタル・シルクロード・プロジェクト『東洋文庫所蔵貴重書デジタルアーカイブ』（<http://dsr.nii.ac.jp/toyobunko/I-1-E-18/>）において、全ページがインターネット上で公開されている。

<sup>14</sup>全貌を知ろうとする研究成果の一端は、芦屋市立美術博物館編『モダニズム再考 二樂莊と大谷探檢隊』（芦屋市立美術博物館、1999年）、147～179頁、及び和田秀壽編『モダニズム再考 二樂莊と大谷探檢隊II』（芦屋市立美術博物館、2003年）、109～117頁、によって窺い知ることができる。

<sup>15</sup>これらに先立ち、『旅順博物館所藏品展—幻の西域コレクション』（京都文化博物館・京都新聞社編、1992年）、『旅順博物館藏新疆出土文物研究論集』（龍谷大學西域文化研究叢書2、龍谷大學佛教文化研究所・西域研究會、1993年）等において、所藏文獻の一部が公開されている。

『新獲吐魯番出土文獻（上・下）』（彩色圖版と釋文。中華書局、2008年）

として出版されている<sup>16</sup>。

敦煌・トルファン出土文獻には、公的研究機關の所藏するものだけでなく、いわゆるプライベートコレクションとして名の知られているものが幾つかある。これらについても近年、圖録が刊行されている。

『日本寧樂美術館藏吐魯番文書』（陳國燦・劉永增編、文物出版社、1997年）

『三井文庫別館藏品圖録 敦煌寫經——北三井家』（三井文庫編、2004年）

『臺東區立書道博物館所藏中村不折舊藏禹域墨書集成（上・中・下）』（磯部彰編、文部科學省科學研究費特定領域研究〈東アジア出版文化の研究〉總括班、2005年）

『杏雨書屋藏 敦煌祕笈』（武田科學振興財團。目錄冊、2009年。影片冊、2009年～）

特に、杏雨書屋所藏の敦煌文獻は、「残された最後の大型コレクション」としてその公開が鶴首されていたものであるが、関係者の努力によって、目下急ピッチで刊行中である。法制文獻に關して言えば、「李盛鐸舊藏」としてかねてより知られていた「唐開元雜律疏」殘卷が、「羽020R」として『敦煌祕笈』影片冊一に掲載され、その所在がようやく明らかとなった<sup>17</sup>。

敦煌寫本公開の國際連攜として、IDP (International Dunhuang Project) が發足したのは1994年のことである。敦煌・トルファン出土文書を所藏する主要な研究機關が参加するこの組織は、大英圖書館に本部を置き、研究機關相互の情報交換・研究協力に加えて、所藏する10萬點以上の資料（繪畫・遺物・織物・寫本・歴史的寫眞・地圖等）をインターネット上で公開している。

<http://idp.bl.uk/>（本部サイト）

<http://idp.afc.ryukoku.ac.jp/>（日本語版）

出土文獻について言えば、刊行物よりも鮮明な彩色寫眞を容易に入手することができ、極めて有用である。

<sup>16</sup> これら新出文獻の整理から刊行に至る経緯については、榮新江（西村陽子譯）「シルクロードの新出文書——吐魯番出土文書の整理と研究」（『東洋學報』89-2、2007年）、榮新江・李肖・孟憲實「新獲吐魯番出土文獻概説」（榮新江・李肖・孟憲實主編『新獲吐魯番出土文獻研究論集』中國人民大學出版社、2010年所收）を參照。

<sup>17</sup> 『第54回杏雨書屋特別展示會「敦煌の典籍と古文書」』（財團法人武田科學振興財團、2010年）には、「開元律疏議」として紹介されている（9頁）。なお、この紙背には「四分律并論要用抄」が天地逆に書寫されている。これら表裏の關係については、岡野誠「唐宋史料に見る「法」と「醫」の接點」（『杏雨』14、2011年）が検討を加えている。

## 2. TTD Supplement の刊行とその後の「発見」

### (1) TTD Supplement 所収の法制文獻

このように、敦煌・トルファン出土文獻をめぐる資料状況・研究環境は、1990年代を過渡期として、21世紀に入ると劇的に好轉し、この分野の研究はとりわけ中國大陸を中心に大いに活況を呈することとなった。唐代法制文獻に關して言えば、2001年にTTD Supplementが刊行され、TTD-I未収の文獻が9點追加された。このうち、劉『考釋』・『真蹟釋錄』・『珍稀法律』未収のものは次の3點である(番號・標題はTTD Supplementに附されたもの。初出の紹介・研究成果を〔〕内に示した)。

戸部格殘卷 北圖・周六九〔池田温「唐朝開元後期土地政策の一考察」、『堀敏一先生古稀記念 中國古代の國家と民衆』汲古書院、1995年所収<sup>18)</sup>〕

判文斷片 65TAM341:26(b)〔『吐魯番出土文書』第八冊、文物出版社、1987年〕  
永徽(顯慶)禮抄錄(?) Dx-3558〔榮新江・史睿「俄藏敦煌寫本《唐令》殘卷(Dx.3558)考釋」、『敦煌學輯刊』1999年第1期〕

しかしその後も、新たな法制文獻の「発見」が、以下の如く相次いでいる。

### (2) ロシア科學アカデミー東洋寫本研究所所藏文獻からの発見

#### ① 斷獄律(3條)殘片(Dx-9331)

ロシア・サンクトペテルブルクにあるロシア科學アカデミー東洋寫本研究所(Institute of Oriental Manuscripts, Russian Academy of Sciences。以下、IOMと略稱)が所藏する西陲出土文獻については、『俄藏敦煌文獻』として圖録が刊行されたことによって飛躍的に研究が進展した。法制文獻について言えば、

史睿「新發現的敦煌吐魯番唐律・唐格殘片研究」(『出土文獻研究』8、上海古籍出版社、2007年。以下、史睿「殘片研究」と略稱)

が、Dx-9331を唐・斷獄律に比定し、録文を掲載している<sup>19)</sup>。それによれば、この殘片は斷獄律3條「死罪囚辭窮竟」條の寫本殘片である。史睿氏が指摘するように、この寫本は、極めて謹直な書体で書かれており、復原後の1行文字數は14～

<sup>18)</sup>池田論文に據れば、當該文獻は、1929年前後に整理された1192點中の一點であり、「開元田賦文件殘稿」と擬題されていた。その存在が廣く知られたのは、「第四屆中國敦煌吐魯番學會討論會」に合わせて1992年9月29日に北京圖書館善本部で開催された特別展示に出陳された時であったという(392頁)。なお、中國國家圖書館善本特藏部・上海龍華古寺・《藏外佛教文獻》編集部合編『中國國家圖書館藏敦煌遺書精品選』(出版社不明、2000年)に彩色寫眞(「開元新格卷三戸部」と擬題)が掲載されている(14～15頁)。現番號はBD09348。

<sup>19)</sup>Dx-9331圖版：『俄藏敦煌文獻』第14冊、151頁(モノクロ)。

16字であり、同じく謹直な書体で筆寫された大谷8098「唐・擅興律（9・10條）殘片」が行13～14字であるのに比較的近い。

筆者は、2009年9月にIOMで開催された「敦煌學：第二個百年的研究視角與論題」（International Conference “Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research”）に出席し、會議終了後、イリーナ・ポポヴァ（Dr. Irina Popova）所長のご厚意によりこの寫本殘片を親しく調査する機会を與えられた。その結果、Дx-9331の紙背には、文字は無いものの、朱印が一顆捺されており、不鮮明ながらも印文は「……州□／……之印」と判讀することができた<sup>20</sup>。つまり、この寫本殘片の紙背には、官印が捺されていたのである。敦煌・トルファン出土文獻に捺されている官印は、おおむね一邊が5.2～5.4cmの方印であり、Дx-9331紙背に残る印影から判断して、その印文は「□州□／□□之印」、更には、「某州都／督府之印」であった可能性が高い<sup>21</sup>。

### ② 廩庫律（17～19條）殘片（Дx-11413v）

史睿氏は前掲論文において、Дx-11413v<sup>22</sup>が廩庫律17條「監主貸官物」～19條「損敗倉庫積聚物」の寫本殘片（但し、官府において正式に作成した寫本ではなく、随意に抄寫した習字）であることを指摘している。また陳國燦氏によれば、裏面に書寫された文書（「唐安十三欠小小麥價錢憑」）の内容から判断して、本殘片はトルファンから出土したものであるという<sup>23</sup>。

### ③ 名例律（44・45條）殘片（Дx-8467）

Дx-1391<sup>24</sup>が唐名例律（46條「同居相爲隱」～50條「斷罪無正條」）の寫本殘片であることは以前から知られていた<sup>25</sup>が、筆者は近年、Дx-8467<sup>26</sup>がこれと直接接合し得る唐律寫本殘片（44條「共犯罪有逃亡」～46條「同居相爲隱」）であることに気づき、2009

<sup>20</sup>『俄藏敦煌文獻』第14冊は、151頁下段にДx-9331紙表の圖版を掲載するが、紙背の寫眞は收められていない。東洋文庫が購入した「サンクトペテルブルグ所藏敦煌等文獻マイクロフィルム（漢文）」にも、Дx-9331紙背の寫眞は収録されていない。

<sup>21</sup>詳細については、拙稿「Дx-9331唐律寫本殘片小考」（高田時雄編『涅瓦河邊談敦煌』京都大學人文科學研究所、2012年所收）を参照されたい。

<sup>22</sup>Дx-11413v圖版：『俄藏敦煌文獻』第14冊、212頁上段右側。Дx-11413vとしたのは、史睿氏の見解に據る。

<sup>23</sup>陳國燦「『俄藏敦煌文獻』中吐魯番出土的唐代文書」（『敦煌吐魯番研究』8、2005年所收）、109～110頁。

<sup>24</sup>Дx-1391圖版：『俄藏敦煌文獻』第8冊、卷頭圖版七（彩色）、133頁（モノクロ）。

<sup>25</sup>Воробьева-Десятовская М.И., Гуревич И.С., Меньшиков Л.Х., Спиринов В.С., Школяр С.А., Описание китайских рукописей дуньхуанского фонда Института народов Азии. Вып. 1. Под ред. Л.Н. Меньшикова. Москва: Издательство восточной литературы, 1963, с.566; 孟列夫主編『俄藏敦煌漢文寫卷敘錄』（上海古籍出版社、1999年、上册574頁）。以下、「メンシコフ目録」と略稱。池田・岡野「法制文獻」、206～207頁。

<sup>26</sup>Дx-8467圖版：『俄藏敦煌文獻』第14冊、55頁（モノクロ）。

年9月、IOMにて開催された前掲學會において簡単な報告を行った<sup>27</sup>。

「メンシコフ目録」が「粘土が付着しているため薄赤色になっている」と記述するように、寫本殘片表面の一部には赤みがかった顔料のようなものが附着しており、それは D<sub>x</sub>-8467 と D<sub>x</sub>-1391 の雙方にまたがっている。このことは、IOM から提供された高精細の彩色圖版の分析および研究所での原本調査において確認することができた。このことから、兩殘片が本來は連続した一件の寫本であったことは明白である。

D<sub>x</sub>-1391 と D<sub>x</sub>-8467 は、いずれも若干崩れた楷書で書寫されている。兩殘片を接合すると、行数は合計 26 行、1 行あたりの文字数は 18～21 字である。孫奭『律附音義』（上海古籍出版社、1979 年）の該當箇所と文字を對校したところ、僅かながら字句の異同が見られた。

	寫本殘片 (D <sub>x</sub> -8467 + D <sub>x</sub> -1391)	『律 附音義』
①第 8 行	罪法不等則以重	罪法不等者則以重
②第 9 行	官計其等准盜論	官物計其等准盜論
③第 18 行	無財者 (右側に削除符號)	無財者
④第 19 行	及廢疾不合加杖	及癡疾不合加杖

②については單なる脱字、④については寫本殘片の文字が正しい。

①については、『通典』卷一六五、刑法、刑制に引く開元律においても「者」字が無い。『律 附音義』の律本文も開元律と考えられているので、この異同をどのように解釋すべきか悩ましいところである。無論、單なる脱字の可能性もある。

③については、寫本の校正者が削除符號を誤って記入したと解されるが、このことは、この寫本に對して一應の校正が行われたことを示唆している。つまりこの寫本は、個人により私的に作られた寫本ではなく、官府において公的に作成された寫本である可能性がある、ということである<sup>28</sup>。

劉俊文氏によれば、D<sub>x</sub>-1391 に記された律は「永徽律」であるという<sup>29</sup>。劉氏説の根據は、永徽律であることがほぼ確實な唐律寫本 (名例律 6 條) 殘片 D<sub>x</sub>-1916 +

<sup>27</sup>「俄羅斯科學院東洋文獻研究所藏「唐名例律」殘片淺析——以 D<sub>x</sub>-8467 的考證爲主」と題して、「敦煌學：第二個百年的研究視角與論題」(International Conference “Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research”)にて口頭発表を行った(於 IOM、2009 年 9 月 3 日)。この會議の成果は、*Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research* 敦煌學：第二個百年的研究視角與問題、Дуньхуановедение: перспективы и проблемы второго столетия исследований. 2012, Издательство «Славия»(Slavia)として近く刊行される豫定である。

<sup>28</sup>TTD-I は、「文字の稚拙なところから、官廳の寫本ではなく、官人もしくは胥吏によって私的に所有された寫本であると推測される」と記す ((A) Introduction & Texts, p.28)。

<sup>29</sup>劉『考釋』、33 頁。

Дx-3116 + Дx-3155 と Дx-1391 の「書寫格式及び筆迹」が同一である點に存する。しかし、寫眞および原本を精査したところ、Дx-8467 + Дx-1391 には天地に界線があり、また、縦方向には折り界線が施されている。これに對して、Дx-1916 + Дx-3116 + Дx-3155 には天地の界線・縦方向の折り界線ともに見出すことはできなかった。用紙についても、Дx-1916 + Дx-3116 + Дx-3155 の方がやや薄手であり、Дx-8467 + Дx-1391 の用紙とは異なると判断された<sup>30</sup>。以上のことから判断して、Дx-1916 + Дx-3116 + Дx-3155 と Дx-8467 + Дx-1391 とを「同一卷子の分離物」とであると断定することには無理がある。寫本内容からは永徽律とも開元律とも判定しかねるので、現在のところは、「永徽律もしくは開元律」という池田・岡野兩氏の判断に従っておきたい。

#### ④「格式律令事類」殘卷 (Дx-3558)

『俄藏敦煌文獻』が「道教經典」とした Дx-3558<sup>31</sup>について、それが唐代法典の寫本であることを最初に指摘したのは、

榮新江・史睿「俄藏敦煌寫本《唐令》殘卷 (Дx.3558) 考釋」(前掲)

である。但しこの論文では、Дx-3558 を「唐令」(永徽令の修訂本<sup>32</sup>)の摘抄本(「臺省職員令」と「祠令」と推定している。また、本殘卷上半分の缺落部分についての文字の推補案が示されている。TTD Supplement は「永徽(顯慶)禮抄錄」と擬題しつつも(根據は明示されていない)、榮・史兩氏による推補案を紹介している。

上記論文の結論に疑問を投げかけ、Дx-3558 を「格式律令事類」<sup>33</sup>に比定したのが、

李錦繡「俄藏 Дx.3558 唐《格式律令事類・祠部》殘卷試考」(『文史』60、2002年)

である。この背景には、次項で紹介する Дx-6521 に關する知見が影響しているように思われる。李氏によれば、この寫本殘卷には「主客式」1條と「祠令」(開元25年令)2條が引用されている<sup>34</sup>。

<sup>30</sup> Дx-1916 + Дx-3116 + Дx-3155 の僚卷とされる S.9460v について、International Dunhuang Project (<http://idp.bl.uk/>) の畫像データベース“IDP Database”で公開されている寫眞を仔細に觀察して受けた印象も、同様であった。

<sup>31</sup> Дx-3558 圖版：『俄藏敦煌文獻』第10冊、332頁(モノクロ)、拙稿「『格式律令事類』殘卷の發見と唐代法典研究——俄藏敦煌文獻 Дx.03558 および Дx.06521 について」(『敦煌寫本研究年報』創刊號、京都大學人文科學研究所、81~90頁、2007年)、卷末「彩色圖版 1-1」。

<sup>32</sup> 論文では、これを「永徽令を顯慶二年七月以降に修訂したもの、もしくは、同年同月以降に行用されていた永徽令」と説明している(9頁)。

<sup>33</sup> 「格式律令事類」40卷は、律・律疏・令・式・開元新格とともに開元25年に編纂された。『舊唐書』卷五〇、刑法志によれば、その體裁は「以類相從、便於省覽」というから、法の實務に攜わる者を對象に編まれたもののように思われる。

<sup>34</sup> 榮新江・史睿「俄藏 Дx.3558 唐代令式殘卷再研究」(『敦煌吐魯番研究』9、2006年)では、本

Дx-3558 は、「メンシコフ目録」には採録されておらず、また『俄藏敦煌文獻』の圖版にはスケールが附されていないため、従来、古文書學的な情報はほとんど不明であった。そこで筆者は、

拙稿『『格式律令事類』殘卷の發見と唐代法典研究——俄藏敦煌文獻 Дx.03558  
および Дx.06521 について』（前掲）

において、本殘卷を「格式律令事類」とする李氏論文の見解に依據しつつ、IOM  
より提供された彩色圖版を分析して、

寸法：縦 16.8 × 横 25.2cm（いずれも最長部分の寸法）

界線：有り（天・地、縦。烏糸欄）

紙質：簀目の細かい上質の黄麻紙

等のデータを明らかにし、寫本の體例（まず篇目名を示し、その後に條文を列挙）・引用  
法令（主客式・祠令。いずれも開元 25 年制定のものと思なし得る）・復原案（1 行あたり 16～  
18 字）について考察を加えた。

#### ⑤ 「格式律令事類」殘卷（Дx-6521）

『俄藏敦煌文獻』が「唐律」と擬題した Дx-6521<sup>35</sup>を「格式律令事類」に比定し  
たのは、

雷聞「俄藏敦煌 Дx.6521 殘卷考釋」（『敦煌學輯刊』2001 年第 1 期）

である。雷氏によれば、本寫本殘卷は、種類・篇目ともに不明の冒頭條文 1 條（1  
～3 行目）に續いて、「考課令」1 條（4～9 行目）、「戸部格」1 條（10～13 行目。考課令・  
戸部格ともに開元 25 年制定のもの）、開元 22 年 8 月に下されたと思われる敕（14 行目）  
の 4 條が書寫されており、いずれも朝集制度に關するものであるという（冒頭條文  
を除く）。

なお、雷氏の論考とは別に、土肥義和氏が、

土肥義和「唐考課令等寫本斷片（Дx 六五二一）考——開元二十五年撰『格式  
律令事類』に關連して」（『國學院雜誌』105-3、2004 年）

において、本殘卷を「格式律令事類」の寫本であろうと推定している。氏は「時限  
の異なる規定が時代順に並記」されていることをその特徴として挙げつつ、殘卷  
所載の條文の年代を「7 世紀唐考課令」・「開元 25 年戸部格」・「開元 25 年に近い敕  
文」（いずれも朝集使の任務に關連する條文）と比定している（冒頭 1～3 行目の條文につい

殘卷に引用された法令のうち最初のを「祠部式」とし、また殘卷じたいは顯慶年間に編まれた  
未知の「令式彙編」であると結論づけ、前稿の見解を改めている。

<sup>35</sup>圖版：『俄藏敦煌文獻』第 13 冊、卷頭圖版四（彩色）および 120 頁（モノクロ）。

ては未比定)。

これらの先行研究を承けて、筆者は D<sub>x</sub>-6521 についても IOM より彩色圖版を取り寄せ<sup>36</sup>、若干の考察を行った(上掲論文)。D<sub>x</sub>-3558 と同様、D<sub>x</sub>-6521 についても「メンシコフ目録」には記載が無いが、拙稿では、取り寄せた圖版をもとに分析を行い、

寸法：縦 16.5 × 横 25.8cm (いずれも最長部分の寸法)

界線：有り(天・地、縦。烏糸欄)

紙質：簀目の細かい上質の黄麻紙

を明らかにし、寫本所掲の法令條文について、考課令 1 條・戸部格 2 條(いずれも開元 25 年制定のもの)として復原案を示した(1 行あたり 16~19 字)。書式について言えば、D<sub>x</sub>-3558 と同様、篇目名に次いで條文が示され(格の場合は敕が發布された年月日が續く)、同じ篇目に屬する條文が續くときは篇目名が省略される(格の場合は「敕」字が冒頭に掲げられる<sup>37</sup>)。したがって、雷・土肥兩氏が「敕」とされた條文は、前條と同じく「戸部格」(開元 25 年)であると判断し得る。

### (3) 中國國家圖書館所藏文獻からの發見

中國國家圖書館が所藏する敦煌出土文獻の図録刊行が進んだ結果、次の法制文獻が新たに「發見」された。

#### ① 雜律疏(38 條) 殘片(BD01524)

BD01524「金剛般若波羅蜜經」の紙背に貼付された紙片が「唐雜律疏」寫本の殘片であることを初めて指摘したのは、史睿氏である(史睿「殘片研究」、215~216 頁)。『敦煌寶藏』未收のこの殘片について、『國家圖書館藏敦煌遺書』第 22 冊の「條記目録」は「應爲殘文書」と記すに過ぎない(8 頁)。

史氏の録文および復原案(現行本『唐律疏議』による)によれば、寫本は 1 行約 16 字であり、その内容は唐雜律疏 38 條「乘官船違限私載」の一部である。史氏はさらに李盛鐸舊藏「唐雜律疏」殘卷と書體の比較を試み、唐初の寫本と考えられる李氏舊藏本と本殘片とは「同一時代の寫本ではない」との判断を下している。

史氏の研究を承け、岡野誠氏が本殘片について更に検討を加えている。

岡野誠「新たに紹介された吐魯番・敦煌本『唐律』『律疏』斷片——旅順博

<sup>36</sup>『敦煌寫本研究年報』創刊號(2007 年)、卷末「彩色圖版 1-2」(圖版キャプションの「D<sub>x</sub>.3558」は「D<sub>x</sub>.6521」の誤り)。本圖版寫眞の撮影に際し、寫本殘片に若干の修復が施されている。上掲拙稿、88 頁を参照。

<sup>37</sup>唐代の格の書式については、滋賀秀三「法典編纂の歴史」(『中国法制史論集 法典と刑罰』創文社、2003 年)、77~78 頁、および坂上康俊「有關唐格的若干問題」(戴建國主編『唐宋法律史論集』上海辭書出版社、2007 年所收)を参照。

物館及び中國國家圖書館所藏資料を中心に」（土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文書の新研究』東洋文庫、2009年。以下、岡野「紹介」と略稱）

「條記目錄」によれば、BD01524紙背には2つの紙片が貼付されているが、史氏はこのうち大きな紙片の文字のみを取り上げている。岡野氏は、「條記目錄」が「弘(?) 戒(?)」と釋した文字が雜律疏にある「私載」の文字である可能性、および2つの紙片が上下に接合できる可能性を指摘している。また、李氏舊藏「雜律疏」が開元25年律疏であることは先行研究により確定しており、本殘片も「開元律疏」の一部と見なしてよいとの見解を示している。のち、岡野氏は本殘片について原卷調査を行い、その結果を、

岡野誠「旅順博物館・中國國家博物館における『唐律』『律疏』斷片の原卷調査」（土肥義和編著『内陸アジア出土4～12世紀の漢語・胡語文獻の整理と研究』平成22～24年度科學研究費補助金（基盤研究(C)）研究成果報告書、平成22年度分冊）、2011年所収。以下、岡野「原卷調査」と略稱）

として報告している。

#### （4）旅順博物館所藏文獻からの發見

大谷探檢隊蒐集の西域出土文獻のうち、旅順博物館所藏のものについては、前述したように近年公開が進みつつある。それに先立ってなされた研究のうち、唐代法制文獻を扱ったものとして、

榮新江（森部豊譯）「唐寫本中の「唐律」「唐禮」及びその他」（『東洋學報』85-2、2003年）

がある。これは、2000年5月に榮氏が東洋文庫で行った講演原稿の修訂版であるが、その中で氏は、

- 1) 「唐律」斷簡
- 2) 唐烽堠文書殘片

の2點の法制文獻について言及している。このうち、2は、劉『考釋』が「開元職方格」に比定した中國國家圖書館藏「周51號」文書に關してであり、榮氏は劉氏の録文の誤りを正し、それが「職方格」の寫本ではなく「鎮戍守捉烽堠に關する文書」であることを指摘している。

##### ① 賊盜律（46～48條）斷片（LM20\_1457\_20\_01）

1は、榮氏が探しあてた旅順博物館所藏トルファン文書の高寫眞に基づく研究であり、氏はこれを唐賊盜律46條「略和誘奴婢」・47條「略賣期親以下卑幼」條・48條「知略和誘和同相賣」に比定し、大谷5098・大谷8099との接合が可能であ

ると指摘している。しかも、この唐律寫本斷簡には、現存の唐律とは異なる文言が含まれており、氏はこれを「永徽律」もしくは「垂拱律」の寫本であると断定している。なお、『旅博選粹』（202頁）・『旅博研究』（179頁）によれば、この唐律寫本斷簡は、「LM1457-20-1」なる編號のもと、確かに旅順博物館に所蔵されているが、現状は榮氏の寫眞とは異なり、臺紙に貼り込まれている<sup>38</sup>。

本寫本斷簡の賊盜律47條については、岡野誠氏によって詳細な検討がなされている（岡野「紹介」、93～106頁）。なお、岡野氏はその後、本殘片について旅順博物館で原卷調査を行い、そこで得られた知見を寫本斷片の彩色圖版とともに報告している（岡野「原卷調査」、9～11頁）。

## ② 名例律疏（27・28條）斷片（旅順：1509\_1580、1507\_988、1507\_1176\_4）

『旅博研究』には、「館藏大谷コレクションより新たに整理された文書」の中の「經册中の社會文書」の項において、「法律文書」として4點のモノクロ寫眞が録文と共に掲載されている。岡野誠氏によれば、このうちの3點は、唐名例律疏27條・28條の寫本斷片である（岡野「紹介」、86～91頁。なお、残りの1點は、前項で取り上げた賊盜律斷片である）。これら3點の斷片は、直接には接合しないものの、同一鈔本から分離したものであり、書式から判断して「地方の官人が自己のために開元刊定『律疏』を書き寫したもの」と考えられるという（90頁）。

## （5）「大谷文書」からの発見

『大谷文書集成』の刊行に觸發される形で、次の法制文獻が「大谷文書」中より「発見」された。

### ① 祠部格殘片（大谷8042・8043）

これら殘片の圖版は、『西域考古圖譜』下冊に、「史料」（9）の（3）「唐文書斷片（吐峪溝）」として夙に掲載されていた。それが『大谷文書集成』叁（法藏館、2003年）に

8042 唐乾封二年（667）佛教關係文書〔圖版四六〕

8043 唐文書殘片〔圖版四五〕

として、文書データ・録文とともに収録されると、ほぼ同時期に發表された次掲の論考、

史睿「殘片研究」（前掲。216～218頁）

<sup>38</sup>「藍册」もしくは「藍皮册」と呼ばれる、青い表紙の折り本形式のファイル（大小あわせて52冊あるという）として整理されている。橘堂晃一「二樂莊における大谷探検隊將來佛典斷片の整理と研究——旅順博物館所蔵のいわゆる「ブルーノート」の場合」（『東洋史苑』60・61、2003年）および『旅博選粹』解説（251頁）を参照。

坂上康俊「有關唐格的若干問題」（注 37 參照。66～67 頁）

において、これらは唐格と比定されるに至った。史・坂上兩氏はいずれも録文を示した<sup>39</sup>後、具體的にどの格にあたるかを検討しているが、結論は少し異なる。すなわち、史氏は儀鳳・垂拱・神龍のいずれかの時期に編纂された「禮部格」であろうと推測し、坂上氏は「神龍散頒祠部格」である可能性が最も高いとしている。卑見を申し述べれば、どの時期に編纂された格であるかについては容易に斷じ難いが、篇目については「祠部格」とするのが妥當であると思う<sup>40</sup>。

## (6) 「新獲吐魯番出土文獻」からの發見

### ① 禮部式（或庫部式）殘卷（2002TJI:043<sup>41</sup>）

『新獲吐魯番出土文獻』に「2002年交河故城出土文獻」として掲載される殘片は、そのほとんど全てが漢文佛典に比定されているが<sup>42</sup>、その中に1點のみ、佛典以外の漢文文獻が含まれている。書寫された内容から、雷聞氏は、

雷聞「吐魯番新出土唐開元《禮部式》殘卷考釋」（2007年初出。増訂版が榮新江・李肖・孟憲實主編『新獲吐魯番出土文獻研究論集』中國人民大學出版社、2010年に収録）

において、開元25年刪定の「禮部式」に比定している。雷氏によれば、本寫本殘片に記された内容は、①儀刀に關する規定、②緋衫袂に關する記述、③十六衛の袍服制度（異文袍）に關する規定、の三つに分けることができる。このうち雷氏は特に③の部分に着目し、黃正建氏の唐代服飾史研究の成果<sup>43</sup>に依據しつつ、次のように論じている。

- ・異文袍（動物の圖柄を刺繡した袍服）は、唐代では「常服」と見なされていた。
- ・唐代では、冠服（朝服・公服・祭服等）制度については基本的に「衣服令」において、常服制度については主に「禮部式」において規定されていた。

<sup>39</sup>録文にも若干の相違があるが、史氏の方が正確であるように思う。

<sup>40</sup>史氏は、『唐六典』卷四、尚書禮部、祠部郎中員外郎條に依據して「禮部格」と推測するが、唐の格は尚書省の二十四司を篇名としていることを考えれば、その説はよりどころを失うのではないか。『唐六典』卷六、尚書刑部、刑部郎中員外郎條。凡格二十有四篇。〈以尚書省諸曹爲之目。〉

<sup>41</sup>文獻番號は、「2002年、トルファン交河故城出土」を意味し、Iは出土遺物に附された番號である（『新獲吐魯番出土文獻』上册「凡例」）。なお、雷聞氏の論文では本寫本殘卷の編號を「2002TJI:042」とするが、『新獲吐魯番出土文獻』下冊242頁に掲載された圖版には「2002TJI:043」の編號が附されており、「2002TJI:042」の編號は「五〇 婆羅謎文文書殘片」に與えられている。

<sup>42</sup>2002年春、トルファン・交河故城大佛寺（E-15）の寺院外壁周圍の虛土（鋤き返された柔らかい土）から大小80餘の寫本殘片が出土した。『新獲吐魯番出土文獻』下冊231～251頁に掲載された殘片は、ウイグル語文獻1點・ブラフミー語文獻1點および本稿で紹介する寫本殘片を除けば、全て漢文佛典寫本である。

<sup>43</sup>黃正建『唐代衣食住行研究』（首都師範大學出版社、1998年）、および「王涯奏文與唐後期車服制度的變化」（『唐研究』10、2004年）。

- ・したがって、異文袍についても「禮部式」で規定されていたはずである。
- ・『唐令拾遺補』<sup>44</sup>は、『大唐開元禮』卷二、序例の「大駕鹵簿」の記事（「異文袍」に關するくだりを含む）を一括して開元7年「鹵簿令」（一丙）として復原しているが、これには問題がある。なぜなら、『開元禮』所引の「異文袍」に關する記述は、開元11年（723）6月敕に基づく新たな規定であり、『開元禮』が「其新製……」と記していることからそれは明らかである。「序例」は必ずしも「鹵簿令」を引き寫しているとは限らないのである。
- ・①の「儀刀」に關する規定は諸衛の儀仗に關係するが、それが朝會に關するものなのか、出行鹵簿に關するものなのかについては確定できない。②の諸衛服の「緋衫袂」については、朝會の儀仗に關連がある。「異文袍」については、冬至や元正の大朝會で身につける服である。これらはいずれも鹵簿とは關わりが無く、逆にこれら三者を同時に全て含む内容をもつのは、「禮部式」であると考えられる。

『新獲吐魯番出土文獻』は「唐開元二十五年（737）禮部式(?)」と疑問符付きで擬題し、解説では「或いは監門宿衛式か」と別案を併せて示しているが、その根據は示されていない（242頁）。

雷氏自身が指摘するように、①～③の内容はいずれも「儀仗」に關係する。尚書省24司のうち、儀仗に關する職掌を擔當するのは、兵部に屬する「庫部」である。

庫部郎中・員外郎、掌邦國軍州之戎器・儀仗、及冬至・元正之陳設、並祠祭・喪葬之羽儀、諸軍州之甲仗、皆辨其出入之數、量其繕造之功、以分給焉。（『唐六典』卷五、尚書兵部、庫部郎中員外郎條）

そして、祭祀や朝會の際に備品を供給する衛尉寺<sup>45</sup>（衛尉卿、武庫令・武器署令）は、兵部の節制を受けていた<sup>46</sup>。そして唐代の式は、次の33の篇目で構成される。

凡式三十有三篇。〈亦以尚書省列曹及祕書・太常・司農・光祿・太僕・太府・少府及監門宿衛・計帳爲其篇、曰凡三十三篇、爲二十卷。〉（『唐六典』卷六、尚書刑部、刑部郎中員外郎條）

<sup>44</sup>仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』（東京大學出版會、1997年）、669～675頁。

<sup>45</sup>『唐六典』卷一六、衛尉寺、衛尉卿。衛尉卿之職、掌邦國器械・文物之政令、總武庫・武器・守官三署之官屬。（中略）凡大祭祀・大朝會、則供其羽儀・節鉞・金鼓・帷簾・茵席之屬。同じく武庫令。武庫令掌藏天下之兵仗器械、辨其名數、以備國用。同じく武器署。凡大祭祀・大朝會・大駕巡幸、則納於武庫、供其鹵簿。若王公・百官拜命及婚葬之禮應給鹵簿、及三品已上官合列啓戟者、並給焉。

<sup>46</sup>嚴耕望「論唐代尚書省之職權與地位」（1953年初出。『唐史研究叢稿』新亞研究所、1969年所收）、39～59頁。

これらを勘案すれば、本寫本殘片が「庫部式」である可能性も出てくるのではなからうか。

なお本寫本は、黄麻紙に界線（烏糸欄）が施され、比較的謹直な楷書で書寫されている。圖版に附されたスケールから、界線の間隔は2cm前後と判断される。雷氏が指摘する如く、筆者もこれを盛唐期の官製寫本と見て問題ないように思う。

## （7）既知の法制文獻に對する再検討

### ① 吏部留司格→太極散頒吏部格（TIIT. Ch.3841）

TIIT. Ch.3841は、池田・岡野「法制文獻」では「現在所在不明であり、その寫眞の存否も明らかでない」とされていたが、TTD-I 英文解説には「1978年に池田温氏が行った調査により、ドイツ民主共和國科學アカデミーに存することがわかった。編號はTIIT. Ch.3841、トヨク（Toyug）から將來されたものである」とあり、TTD-Iの刊行前に新事實が判明したことが知られる。

本寫本殘片の擬題については、池田・岡野「法制文獻」・TTD-Iともに「吏部留司格 那波 神龍」（英文解説では Retained Regulations of the Board of Personnel (?). Fragment.）と、若干曖昧な書き方になっている。これは、従来、本寫本殘片に関する唯一の研究であった那波利貞氏論文<sup>47</sup>が「吏部留司格」に比定し、この結論に對し内藤乾吉・仁井田陞兩氏から疑義が呈されたために他ならない<sup>48</sup>。

その後、坂上康俊氏は、唐格の書式について全面的に検討を進める中でこの寫本殘片にも考察を加え、これを「太極散頒吏部格」と比定するに至った（前掲論文、62～67頁）。

### ② 兵部選格殘片（P.4978）→（格として扱わない）

P.4978は、池田・岡野「法制文獻」、TTD-Iともに「（天寶）兵部選格断簡？」と擬題し、「准兵部格云々を含む右の書式からみて、本断簡全體は兵部格とは別の選格の類の可能性が考えられる」と記す。TTD-Iの英文解説では、更に『白氏六帖事類集』卷一四所引「兵部敍録格」や『李衛公會昌一品集』卷一六に引く「開元二年軍功格」「開元格」を参照資料として挙げていることから、本殘片を必ずしも「（法典としての）格」として扱っているわけではないことは察し得る。但し、一覽表等では「格」に分類したため、些か不分明さが残る結果となった。この點は、劉『考釋』でも同様である。

<sup>47</sup>那波利貞「唐鈔本唐格の一断簡」（『神田博士還曆記念書誌学論集』平凡社、1957年所収）。

<sup>48</sup>内藤乾吉「那波利貞「唐鈔本唐格の一断簡」・仁井田陞「唐の律令および格の新資料」書評」（『法制史研究』9、1959年）、仁井田陞『中國法制史研究 法と慣習・法と道德』（東京大學出版會、1964年）、269頁補注4。

前掲坂上論文は、本寫本殘片を書式の面から再検討し、それが「格」の一般的な書式（前述）と符合しないことから、これを「法典としての格ではなく、毎年作られる召募要領の一種である」と断じている（68頁）。

## おわりに

以上、煩瑣を顧みず、TTD-I 刊行以後に見出された唐代法制文獻を列挙し、それらをめぐる研究状況について概観してきた。TTD-I で紹介された法制文獻と比較すると、

	TTD-I	本稿
律	8 點	12 點 (+4 <sup>49</sup> )
律疏	5 點	8 點 (+3)
令	2 點	2 點
格	5 點	6 點 (+1 <sup>50</sup> )
式	1 點	2 點 (+1)
事類	0 點	2 點 (+2)
表	1 點	1 點
判集	3 點	8 點 (+5)
合計	25 點	41 點 (+16)

のように、文獻の點數が大幅に増加し、TTD-I 刊行後の 30 年餘りの間に、唐代法制文獻が多數「發見」され、それらについての研究が進展したことがわかる。この分野の研究についても、資料状況・研究環境の好轉が目覺ましい結果を齎したと言えるであろう。

なお、末尾の附表「敦煌・トルファン出土唐代法制文獻一覽」には、TTD-I 所収のものも含め、現在知られている全ての「唐代法制文獻」を掲げておいた。併せて参照いただければ幸いである。

（作者は京都大學大學院人間・環境學研究科准教授）

<sup>49</sup>この他、接合可能な殘片 2 點が發見された。

<sup>50</sup>TTD-I で格に分類された P.4978 を除外し、新たに 2 點を追加した。

敦煌・トルファン出土唐代法制文獻一覽

	文獻番號	法制文獻名(内容)	TTD (A)	備考	
律	Дx-1916 Дx-3116 Дx-3155	名例律(6條、「十惡條」)	TTD-I, p.2		
	S.9460Av	名例律(6-7條、「十惡條」「八議條」)	TTD Supplement, p.1		
	Дx-1391 Дx-8467	名例律(44-50條)	TTD-I, p.8 —	『俄藏敦煌文獻』第8冊(卷頭彩色圖版、p.133):唐永徽名例律 『俄藏敦煌文獻』第14冊、p.55	
	P.3608 P.3252	職制律9-59條、戸婚律1-33條・43-46條、廩庫律1-4條	TTD-I, p.1		
	BD16300	職制律(39-41條)	TTD Supplement, p.2	舊「北圖 麗85・霜89貼付」	
	Дx-11413v	廩庫律(17-19條)	—	『俄藏敦煌文獻』第14冊、p.151。トルファン出土。	
	大谷8098	擅興律(9-10條)	TTD-I, p.5		
	TIVK70-71(Ch.991)	擅興律(9-15條)	TTD-I, p.6		
	IOL Ch.0045	捕亡律(16-18條)	TTD-I, p.7		
	LM20_1457_20_01 大谷5098 大谷8099	賊盜律(46-48條)	— TTD-I, p.3	『旅順博物館藏新疆出土漢文佛經選粹』(法藏館、2006)p.202	
	大谷4491 大谷4452	詐僞律(1-2條)	TTD-I, p.4		
	Дx-9331	斷獄律(3條)	—	『俄藏敦煌文獻』第15冊、p.151	
	律疏	P.3593	名例律疏(6條、「十惡條」)	TTD-I, p.11	
		BD06417	名例律疏(17-18條、「律疏卷第二」)	TTD-I, p.9	舊「北圖 河17」
		旅順:1509_1580 旅順:1507_988 旅順:1507_1176_4	名例律疏(27-28條)	—	『旅順博物館藏西域文書研究』p.180 『旅順博物館藏新疆出土漢文佛經選粹』p.202
73TAM532:1/1-1、1/1-2		名例律疏(55-56條)	TTD Supplement, p.3 (No plates)	『吐魯番出土文書[肆]』pp.366-377	
P.3690		職制律疏(12-15條)	TTD-I, p.13		
S.6138		賊盜律疏(1條)	TTD-I, p.12		
BD01524v 羽20		雜律疏(38條) 雜律疏(55-59條)	— TTD-I, p.10	『國家圖書館藏敦煌遺書』第22冊、p.120 李盛鐸舊藏。『敦煌秘笈』影片冊1、pp.172-174	
令	P.4634 S.1880 S.3375 P.4634C <sub>2</sub> S.3375 S.11446 P.4634C <sub>2</sub> P.2819	東宮諸府職員令(「令第六」。永徽2年、651)	TTD-I, p.14  TTD Supplement, p.4		
	P.3078 S.4673	散頒刑部格(存18條)(神龍2年、706)	TTD-I, p.16		
	S.1344	戸部格(存18條)(開元前格。開元3年、715)	TTD-I, p.17		
	BD09348	戸部格(存5條)(開元新格。開元25年、737)	TTD Supplement, p.5 (No plates)	舊「北圖 周69」。『中國國家圖書館藏敦煌遺書精品選』pp.14-15	
	TIIT_Ch.3841 P.4745 大谷8042 大谷8043	散頒吏部格(存6條)(太極中) 吏部格(或吏部式)(存3條)(貞觀或永徽中) 祠部格殘片	TTD-I, p.18(吏部留司格?) TTD-I, p.19 —	『西域考古圖譜』下冊。『大谷文書集成』叁、圖版46・45。	
式	P.2507 2002TJI:043	水部式(存約30條)(開元25年、737) 禮部式(或庫部式)(存3條)(開元25年、737)	TTD-I, p.21 —	『新獲吐魯番出土文獻』p.242	
	事類表	Дx-3558 Дx-6521	格式律令事類(存3條) 格式律令事類(存4條)	TTD Supplement, p.9 (No plates) —	『俄藏敦煌文獻』第10冊、p.332:道教經典 『俄藏敦煌文獻』第13冊(卷頭彩色圖版、p.120):唐律
P.2504		唐職官表(天寶中)	TTD-I, p.22		
判集	P.2593	唐判集(存3道)	TTD-I, p.23		
	P.3813	唐判集(存19道)	TTD-I, p.24		
	P.2754	安西判集(存6道)	TTD-I, p.25		
	P.2979	岐州郿縣尉口勅牒判集(開元24年、736)	—	『中國古代籍帳研究』pp.374-376	
	P.2942	河西節度使判集(c.765)	—	『中國古代籍帳研究』pp.493-497	
	73TAM222:56-1~10(a)	判集	TTD Supplement, p.6 (No plates)	『吐魯番出土文書[叁]』pp.375-378	
	67TAM380:02 65TAM341:26(b)	判集(存4道?) 判文	TTD Supplement, p.7 (No plates) TTD Supplement, p.8 (No plates)	『吐魯番出土文書[肆]』pp.364-365 『吐魯番出土文書[肆]』p.63	
P.4978	(兵部召募要領?)(存4條)	TTD, I-20(兵部選格?)			